

平成24年東京第一検察審査会審査事件（申立）第9号（①申立て）

申立書記載罪名 虚偽有印公文書作成・同行使

検察官裁定罪名 虚偽有印公文書作成・同行使

同第14号（②申立て）

申立書記載罪名 虚偽有印公文書作成・同行使，偽証

検察官裁定罪名 虚偽有印公文書作成・同行使，偽証

同第15号（③申立て）

申立書記載罪名 虚偽有印公文書作成・同行使，偽証

検察官裁定罪名 虚偽有印公文書作成・同行使，偽証

同第16号（④申立て）

申立書記載罪名 虚偽有印公文書作成・同行使

検察官裁定罪名 虚偽有印公文書作成・同行使

議 決 年 月 日 平成25年4月19日

議決書作成年月日 平成25年4月19日

議 決 の 要 旨

審査申立人（①申立て）



審査申立人（②申立て）

八 木 啓 代 外23名（別紙1記載のとおり）

審査申立人（③申立て）



審査申立人（④申立て）

八 木 啓 代 外89名（別紙2記載のとおり）

被疑者（①，②，③，④申立て）

田 代 政 弘

被疑者（②，④申立て）

佐久間 達 哉

被疑者 (②, ④申立て)

木 村 匡 良

不起訴処分をした検察官

最高検察庁 検察官事務取扱検事 中 村 孝

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 澤 新

上記被疑者田代政弘に対する虚偽有印公文書作成・同行使被疑事件につき、当検察審査会は、上記申立人[REDACTED]の申立てにより審査を行い、議決の趣旨第1のとおり議決する。

上記被疑者らに対する虚偽有印公文書作成・同行使(最高検平成24年検第8, 9, 10, 13, 15, 17, 21, 25, 27, 31, 33, 35, 39, 43, 45, 47, 49, 51, 53, 55, 57, 61, 63, 65, 93ないし95号)及び上記被疑者田代政弘に対する偽証被疑事件(同第6号及び8号)につき、平成24年6月27日及び同年11月9日上記検察官がした各不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人八木啓代外23名及び同申立人外89名並びに同[REDACTED]の申立てにより審査を行い、議決の趣旨第2のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

第1 平成24年東京第一検察審査会審査事件(申立)第9号審査申立てについて
本件申立てを却下する。

第2 平成24年東京第一検察審査会審査事件(申立)第14号, 同第15号及び同第16号審査申立てについて
本件不起訴処分は,

- 1 被疑者田代政弘について,
被疑事実の要旨第1の1については, 不当である。
被疑事実の要旨第1の2については, 相当である。
被疑事実の要旨第1の3については, 不当である。
- 2 被疑者佐久間達哉及び同木村匡良について
被疑事実の要旨第1の1については, 相当である。

被疑事実の要旨第1の2については、相当である。

議 決 の 理 由

第1 被疑事実の要旨

1 虚偽有印公文書作成・同行使（②、③申立て）

被疑者田代政弘，同佐久間達哉，同木村匡良は，共謀の上，東京地方検察庁特別捜査部に所属する検察官であり，同庁が受理，あるいは認知立件する刑事事件の捜査・処理の業務に従事していたものであるが，平成22年2月4日，同庁が不起訴処分を行ったAに対する政治資金規正法違反被疑事件（以下「A事件」という。）に関し，東京第五検察審査会において，同不起訴処分に対して審査の申立てが行われ，起訴相当とする議決が行われたことを受けて，同庁において，同事件の再捜査の一環として，同事件の関係者であるBの取調べを行い，その結果を，捜査報告書として同部部長等に報告するに当たり，行使の目的で，同人が取調べで供述した事実がないのに，同人が，「私が『収支報告書の記載や定期預金担保貸付については，私自身の判断と責任で行ったことで，Aは一切関係ありません。』などと言い張っていたら，検事から『貴方は11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんでしょ。そのほとんどは，貴方がAの秘書だったという理由で投票したのではなく，Bという候補者個人に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに，ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら，貴方を支持した選挙民を裏切ることになりますよ。』と言われちゃったんですよ。これは結構効いたんですよ。それで堪えきれなくなってAに報告しました，了承も得ました，定期預金担保貸付もちょうと説明して了承を得ましたって話したんですよ。」，「色々と考えても，今まで供述して調書にしたことは事実ですから，否定しません。これまでの供述を維持するということで，供述調書を作ってもらって結構です。」と供述した旨同報告書（以下「田代報告書」という。）に記載した上，同報告書に署名押印し，もって，虚偽の有印公文書を作成し，その後，同文書を東京第五検察審査会に送付させ，これを行使した。

2 虚偽有印公文書作成・同行使（④申立て）

被疑者田代政弘，同佐久間達哉，同木村匡良は，共謀の上，東京地方検察庁特別捜査部に所属する検察官であり，同庁が受理，あるいは認知立件する刑事事件の捜査・処理の業務に従事していたものであるが，田代報告書の実際の作成（完成）日は平成22年5月19日であるのに，作成日が平成22年5月17日である旨同報告書に記載した上，同報告書に署名押印し，もって虚偽の有印公文書（捜査報告書）を作成し，その後，同文書を東京第五検察審査会に送付させて行使した。

3 偽証（②，③申立て）

被疑者田代政弘は，平成23年12月15日，東京都千代田区霞が関1丁目1番4号東京地方裁判所104号法廷において，Aに対する政治資金規正法違反被告事件につき，証人として宣誓の上証言した際，同被疑者の作成に係る田代報告書中に，平成22年5月17日のBに対する取調べにおいて実際には存在しなかったやり取りが記載されていることについて，同日の取調べ状況に関する記憶とその約4か月前における上記B勾留中の取調べ状況に関する記憶が混同した事実がなく，かつ，上記Bが自らの勾留中の取調べ状況について記した著書が上記報告書作成時には出版されていなかったにもかかわらず，「この日の取調べについて，一言一句記録しているわけではないので，思い出し思い出し報告書を作成しました。勾留中に話していることや，保釈後にBさんが著書で書いていることなどの記憶があって，それに関連するようなことが5月17日にも話題になったので，若干記憶が混同してですね，整理して書いたと思います。」旨自己の記憶に反した虚偽の陳述をし，もって偽証した。

第2 検察審査会の判断

1 平成24年東京第一検察審査会審査事件（申立）第9号審査申立てについて

検察審査会は，検察官の公訴を提起しない処分の当否について審査するものであるところ，平成24年東京第一検察審査会審査事件（申立）第9号審査申立てについては，申立人に申立権がないので，上記議決の趣旨第1のとおり議決する。

2 平成24年東京第一検察審査会審査事件（申立）第14号，同第15号及び同第16号審査申立てについて

(1) 虚偽有印公文書作成・同行使（被疑事実の要旨第1の1）について

ア 被疑者田代政弘（以下「田代」という。）

虚偽有印公文書作成罪が成立するかの検討に当たっては、検察官は、田代報告書が虚偽公文書に当たるか、次いで、虚偽公文書を記載することの故意があったといえるか、すなわち、故意があったと認められることが必要とされているので、検察官の本件不起訴処分の当否の審査に当たっては、以下この順序で検討を行うこととする。

(ア) 田代報告書の虚偽性について

- a 「私が、『収支報告書の記載・・・（中略）・・・了承を得ましたって話したんですよね。」部分について

検察官は、田代報告書については、実務上、取調状況報告書と呼ばれるものであり、捜査官が供述内容を含む取調べの状況を事後的に取りまとめて上司に報告することを第一次的な目的として作成される捜査報告書の一種であり、特定の事柄を記載すべきルールはないし、供述人がどのような趣旨の供述をしているか分かりやすく取りまとめて上司等へ報告することが求められるものであるから、供述人の発言を一言一句そのとおりに記載することが求められるものではないと説明する。確かに、社会一般で作成する報告書でも、上司等からの指示により報告書を作成する場合、分かりやすい理由を付したり、報告を受ける側が理解しやすく、読みやすくするために、誤解を与えない範囲で文言を付加して話を若干膨らませるようなことはあり得る。

しかし、このような理解に立つて、田代報告書の被疑事実該当部分と取調べにおける実際のやり取りを記載した反訳書を比較するに、田代報告書の当該部分が、実際のやり取りの「ヤクザの事件」云々等からどのように連想されたか理解できない。両者の内容は実質的にも相反していると言わざるを得ない。加えて、田代報告書が問答形式をとっていることから、読み手にとっては、B自身が従前の供述を維持する旨を供述したのは、あたかも勾留中の取調べにおける田代の説得を想起して供述したようなやり取

りが実際にあったものと誤解を生じさせるものと断じざるを得ない。

田代報告書の内容が事実と反することは、A事件の公判における裁判所の決定等でも指摘されており、このような指摘は一般常識に照らしても納得できる。

また、田代報告書の実際の弊害として、田代報告書の提出を受けた東京第五検察審査会は、田代報告書を基に、BがAへの報告・相談等を認める旨の供述を維持した再捜査の供述の信用性を認めるなど、公文書の内容に対する公共的信用を害している。

よって、この部分について田代報告書に虚偽記載があったと言わざるを得ない。

b 「色々と考えても、・・・（中略）・・・供述調書を作ってもらって結構です。」部分について

実際の取調べでは、Bは過去の供述内容の訂正を求めている。一方、田代報告書の「色々と考えても、・・・」の部分では、読み手は、Bの過去の供述はすべて認めているとの誤解を生じるのではないか。

したがって、読み手に誤解させるおそれを払拭できないので、虚偽記載の疑いがある。

(イ) 虚偽公文書作成罪における故意について

a 反訳書によれば、田代報告書に対応する実際の取調べにおけるBの供述は、「ヤクザの事件、検事も言ってたけどね。Bさん、ヤクザの事件と同じなんだよって。」と発言したのみである。

田代は、Aの関与を否認していた勾留中のBに対し、「11万人以上の選挙民は、Aの秘書という理由ではなく、B個人に期待した。ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしたら選挙民を裏切ることになる。」という説得をした勾留中のBに対する取調べ当時の一連の記憶と平成22年5月17日の取調べの記憶とが混同してしまったものであり、故意に虚偽の内容を記載したのではないと弁解する（平成24年1月31日供述調書）。

しかしながら、勾留中のBに対する取調べにおいて、上記のようなやり取りがあったとしても、記憶の混同があったとする田代の弁解を検察官は鵜呑みにしていないかとの疑念は拭い難い。すなわち、田代の記憶の混同の主な要因となった実際の取調べにおけるキーワードは、Bの「ヤクザの事件」の一言のみであり、有権者などの発言は見当たらない。上記「ヤクザの事件」の前後のやり取りを子細に検討すると、Bが勾留中の供述を翻した場合のAの起訴の可能性やAの共犯性のやり取りに関連して、上記「ヤクザの事件」の発言が出たものと推察される。一方、田代報告書では、選挙民に支持されたことやヤクザの親分を守るために嘘をついたら選挙民を裏切る旨説得したことが記載されている。しかし、このようなやり取りが、「ヤクザの事件」というキーワードなるものは、見ようによっては、田代がその「キーワード」があるが故に、田代報告書に、平成22年5月17日の取調べにおいては存在しなかった問答を意図的に取り込むことが許されると解して、虚偽の認識を持ちながら田代報告書を作成したと解することも出来ないわけではない。一般常識に照らしても、記憶の混同を基礎付けるものとは言い難い。

- b 田代は40才台半ばのベテラン検事であり、同一の被疑事実で同一の被疑者とはいうものの、2日前と約3か月前の取調べの記憶を混同することは通常考え難い。この点、検察審査会において説明した検察官は、審査員からの、「駆け出しの検事ならいざ知らず、40才台のベテランの検事である田代が、簡単に記憶の混同を起こすとか、勘違いをすることが有り得るのか」という趣旨の質問を受け、「検事も人の子ですから、間違いはあると思う」旨答えているが、それでは答えになっておらず、むしろ、答えに窮して、表現は悪いが、誤魔化していると評さざるを得ない。
- c 検察官の不起訴裁定では、虚偽の内容の報告書を作成しても、過失を処罰する規定がないので、認識していなかったとか、間違えて書いてしまったと言え、結局のところ責任逃がれになり責任追及はできなくなるので

はないか。

- d 田代は、取調中にメモを作成しないか、作成したとしても、ごく簡単な内容の物しか残していないというのであるから、その様な取調方法を採用する検事は、それなりに自己の記憶に自信を持っているはずで、その記憶の自信からしても、簡単に記憶の混同を起こすとは考えられない。
- e 田代報告書が実際の録音と違うのは、なんらかの意図をもって改ざんしたことがうかがわれる。田代報告書は対話形式で記載されているが、読む方からするとそのとおりに言ったと期待するであろう。田代報告書第2の3項本文には、「『うーん』と唸り声を上げ」などの記載があるが、このようなリアルな記載ができるなら、記憶の混同等はあり得ないはずである。記憶が曖昧であるにもかかわらず、対話形式で書いたということは、そういう心証を持たせたいという意図があったのではないか。さらに、捜査の対象の社会的影響の大きさなどを考え合わせると、田代報告書の作成において慎重な姿勢はうかがわれず、むしろ何らかの意図があってこのような報告書を作成したのではないかと推察される。

(ウ) 結論

虚偽有印公文書を作成するにつき故意がなかったとする不起訴裁定書の理由には十分納得がいかず、むしろ捜査が不十分であるか、殊更不起訴にするがために故意がないとしているとさえ見られるので、以上に指摘した点を踏まえて、本件（被疑事実の要旨第1の1）についての不起訴処分は、不当であると判断し、より謙虚に、更なる捜査を遂げるべきであると考えます。

イ 被疑者佐久間達哉（以下「佐久間」という。）及び同木村匡良（以下「木村」という。）

(ア) 田代報告書の虚偽記載の認識について

検察官は、佐久間及び木村が田代に対し、虚偽を書けと指示をしたことは認められないし、田代報告書の虚偽記載を認識していたと認める証拠もないため、嫌疑なしとして不起訴処分としている。

しかしながら、佐久間及び木村は、田代から、平成22年5月17日の

Bに対する取調べ中に、数回にわたりその取調状況、とりわけ供述内容についての報告を受けたり質問したりして、供述調書の作成方針にわたる指示を出していたことがうかがえるので、田代報告書の内容が事実と反するものであることは容易に知り得たのではないかという状況的な疑いは残るものの、佐久間及び木村において、田代報告書に記載されたやり取りが実際の取調べにおけるやり取りと異なる部分があることを認識していたことを窺わせる証拠はもとより、田代自身も、上記兩名から、田代報告書の虚偽記載に関する指示は一切ない旨供述していることから、上記兩名について虚偽公文書作成・同行使罪の成立を認める証拠は認められない。

(イ) 結論

以上のとおり、佐久間及び木村の供述に不自然な点はあるものの、虚偽公文書作成・同行使罪の成立を認めるような証拠は見当たらないし、検察庁の捜査においても、関係人に対する捜査は尽くされている。

よって、本件（被疑事実の要旨第1の1）についての検察官の不起訴処分は相当であると言わざるを得ない。

(2) 虚偽有印公文書作成・同行使（被疑事実の要旨第1の2）について

この被疑事実、前記第1の1の虚偽有印公文書作成・同行使の罪に係る本件捜査報告書の一部に関するものであるから、事件の同一性という概念の下に、これと包括して評価すべきものとする考えも有り得ると思われるが、検察審査会としては、申立のあった案件については、議決する慣例となっているところから判断する。

ア 申立人の主張

田代が田代報告書の作成に着手したのは、早くても5月18日であり、完成したのは5月19日である。ところが、同報告書の作成日付は5月17日となっている。また、公文書の作成日は、当該文書が完成して、その内容が確定した日を意味するものであり、「何年何月何日付の文書」として当該文書の特定にも用いられるものであるから、文書の特定においても重要な意味を持つ。したがって、田代報告書が完成したのは平成22年5月19日である以上、作成

日を同月 17 日と記載することは虚偽記載であることは明らかである。

イ 田代報告書の作成経緯

証拠上認められる、田代報告書の作成経緯等は次のとおりである。

(ア) 田代報告書の冒頭には、「平成 22 年 5 月 17 日」という年月日が記載されている。

(イ) 田代は、一貫して、木村の指示を受け、5 月 17 日夕刻から報告書の作成を始めた旨供述している。田代は、その翌日の 18 日に佐久間の指示を受けた木村から、勾留中に A 報告・了承を認めた理由を回想する話が前日の取調べ中にあったのであればその点も報告書に追記するよう指示された。同月 19 日夜までにそのようなことも記載し、報告書の全ての記載を終えて印刷し署名押印して完成させた。

(ウ) 田代報告書の電子データのファイル名には「100517」との日付を示す部分が含まれており、田代の上記供述の信用性が裏付けられている。

ウ 刑事訴訟書類における年月日の記載について

刑事訴訟規則 58 条 1 項は、公務員が作成する書類には、「年月日」等を記載することとされている。この点、不起訴裁定書及び検察官の説明によれば、捜査報告書の作成日をいつにするかについての定まったルールはなく、文書を完成させた年月日とするのが一般的ではあるものの、文書作成が複数日にまたがった場合、文書作成を開始した日を作成日とすることが誤りであると断じる見解があるわけではないという。実務上も、捜査報告書の作成日をいつにするのかについては、合理的な範囲で、個々の検察官の判断に任されているとのことである。

なお、何らかの出来事と文書完成日との先後関係が問題になる場合に実際の先後関係とは逆になる日付を記載した場合など、その文書の内容との関係で本質的に異なる意味を有する作成日付を記載した場合には、当該文書の意味付けが変わってしまうため、虚偽と評価する余地もあり得ると考えられる。

エ 虚偽性の検討

田代報告書に記載された「5 月 17 日」は、現実に作成を開始した日であり、

しかも完成日とわずか2日のずれしかない。また、田代報告書記載の作成日付によって、当該文書の意味付けが変わるなどの事情も見当たらない。

以上を総合すると、一般社会通念はもとより刑事訴訟規則等の関係法規に照らしても、田代報告書の作成日付の点を問題として、田代報告書が虚偽公文書に当たると評価することは困難である。

オ 田代の意図について

申立人らは、田代が敢えて5月17日と記載したのは、田代報告書が、取調べが行われた日のうちに作成されたものであるように装い、検察審査員に対し、田代の記憶が極めて鮮明なうちに作成されたものであるかのように思わせることによって、検察審査員に、実際の取調べ状況が報告書の記載どおりであったように思わせる意図によるものとししか考えられないと主張している。

しかし、田代の供述及びそれを裏付ける田代報告書の電子データ等の各証拠等から、田代に申立人らの主張するような意図はないものと判断する。田代は、5月19日に「5月17日」と作成日付を遡らせて記載したのではなく、作成開始日の5月17日にその当日の日付を入力したものであり、そこには何らの意図も認められない。そもそも、取調べ当日に作成を開始した報告書の完成が、その日のうちだったか、わずか2日後であったかによって、記憶の鮮度に差があるとして、その記載内容の信用性評価に差が生じるとは考え難い。また、田代が、5月19日に田代報告書を完成させた時点で、何らかの目的や動機をもって、当初入力した日付を敢えて修正せずに放置したと疑うような事情も認められない。

カ 結論

以上のとおり、田代報告書の作成日付欄の記載が完成日ではなく作成開始日である点を捉えて虚偽公文書に当たると解する余地はないので、田代、佐久間、木村に対する本件（被疑事実要旨第1の2）についての検察官の不起訴処分は相当である。

(3) 偽証（被疑事実の要旨第1の3）について

ア 偽証罪の成立要件について

偽証罪は、宣誓した証人が虚偽の陳述をした場合に成立する犯罪であり、「虚偽の陳述をした」ことの意味は、判例上、証人が自己の記憶に反して陳述をしたことをいうとされているので、偽証罪が成立するためには、証人が、記憶に反して証言をしたと認められることが必要であるとされている。

イ 申立人らの主張

田代が公判において記憶が混同したと説明した内容それ自体に、時系列的にあり得ない内容が含まれている。すなわち、田代が「保釈後にBさんが著書で書いていることなどの記憶があつて」と証言したBの著書は、「検察と正義」に掲載された「獄中日記」であるところ、これは、田代報告書の作成よりも約3か月後の平成22年8月に初版が発刊されたものであり、田代がその内容を記憶していたことが田代報告書の記載の原因の一つである旨証言したことは、客観的に事実と反する。まだ発刊されていない著書中の記述が田代の記憶にあるはずがなく、従って、それに関連するようなことが5月17日の取調べの中で話題に上がるはずがない上、5月17日の取調べ以降、田代とBが会話したという事実がないから、田代が、証言当時、この著書を読んでいたからといって、Bが著書中で言っていることに関連するようなことが、Bとの間で話題に上がった記憶も形成されるはずがない。つまり、記憶の混同が生じる余地はない。

田代は、証言当時、当該著作物を読んでいたが、それは、田代報告書を作成するよりも前のことであると思っていた旨説明しているが、田代報告書を作成した時点で当該著作物が存在していない以上、その著作物に関する記憶に基づいて田代報告書を作成したという記憶が形成されるわけがない。従って、記憶の混同が後付けの弁解として創作されたものであるとの疑いをより強く裏付けるものである。

このように時系列的に完全に破綻した説明は、記憶していることをそのまま証言したのであれば、なされ得ないものであり、田代が、虚偽の弁解をしていることが明らかであることの表れである。

ウ 田代の弁解

客観的に事実と反する証言をした理由について、田代は、次のとおり供述している。

(ア) 本件証言時、私は、既にBの獄中日記を読んでいたが、それは、田代報告書を作成するよりも前のことであると思っていた。

(イ) 田代報告書を作成するより前の、Bが平成22年2月5日に保釈となった直後頃から、Bがマスコミに対して色々なことを話し、それがテレビで放映されたのを見たことがあったし、Bの話した内容が掲載された新聞、雑誌等も見ていた。そのこともあって、獄中日記も、そのような雑誌等と同様、本件報告書作成前に見たと勘違いしたのではないかと思う。

(ウ) Bの獄中日記が田代報告書の作成後に発刊されたことは、調べればすぐに分かることであり、嘘をついたとしてもすぐにばれることであるから、意図的に嘘をつくはずがない。

エ 田代の弁解を裏付ける事情

証拠上、田代報告書が作成されるまでの間、次のようなBの発言に関するマスコミ報道が認められる。

(ア)「B衆議院議員が初激白」(日刊ゲンダイ)(2010年(平成22年)2月20日付け)

(イ)「取調べは紳士的でした。」(週刊朝日「B衆議院議員独占インタビュー」)(2010年(平成22年)3月5日号(同年2月23日発行))

これらの記事は、Bの田代に対する認識、田代の取調べ態度等を記載したものである。

オ 結論

当検察審査会は、記憶の混同があったとする田代の供述が信用し難いことは、前記虚偽有印公文書作成・同行使(被疑事実の要旨第1の1)のとおりであって、俄に証言が記憶に反したものとは言えないとする検察官の不起訴裁定には賛同できないので、偽証についての同処分は不当であると判断した。

なお、出版物の刊行時期に関する証言部分は、必ずしも勘違いではないとは言いがたいので、この部分についての不起訴不当の議決はしない。

東京第一検察審査会